

人と環境にもやさしい栽培方法で
育てられた安全安心な農作物

つるおかオーガニックフェスタ

取扱農産物・加工品：米・枝豆・黒豆・もち・あられ等

入場無料

(いずれも有機・特別栽培認証または同等の基準で栽培された農産物です。)

先着 200 名様に「つや姫」をプレゼント！

試食してみてください！

有機米おにぎり を準備して来場をお待ちしています。
(先着 300 名様)

「ぱっちわーく」「おっちゃんず」による楽しい！ライブショー
(12:00と13:30の2ステージ)

大地の力で育った丈夫で美味しい農作物
将来を担う大切な子どもたちに食べてほしい

平成 24 年 9 月 2 日 (日)
午前 11 時～午後 3 時
出羽庄内国際村ホール

主催 鶴岡市有機農業推進協議会

後援 鶴岡市 鶴岡市教育委員会 鶴岡市農業委員会 三川地域有機農業推進協議会
山形の米日本一推進運動庄内地域本部

オーガニックって何？

オーガニックとは私たちの健康・環境・伝統を両立させ、守り、次世代に引き継げる社会の実現を目指すことで、ただ単に食や農業だけを示すものではなく、教育、医療、経済、政治、社会問題など生活全体、つまり考え方や生き方そのものを含んだ、幅広いテーマを表すものです。その取り組みの一つとして自然の循環システムを守り、化学物質による自然環境への負荷をできる限り軽くするため、オーガニックを暮らしに取り入れることが世界中で拡大しています。

日本では農林水産省の登録を受けた第三者機関（登録認証機関）の認証を受けた農家などが以下の基準によって生産された農産物には「有機 JAS マーク」がつけられ、有機農産物であるかどうかを見分けられるようになっています。

有機農産物としての基準

- ・3年間農薬や化学肥料を使用しない土地で栽培
- ・化学合成農薬や化学肥料は原則使用しない
- ・遺伝子組み換え原材料は使用しない
- ・放射線照射はしない
- ・合成添加物の使用制限 など



特別栽培って何？

農産物を生産するときに使用される農薬の使用回数がその地域の同時期に慣行的に行われている使用回数の5割以下、化学肥料の窒素分量がその栽培地域の基準の5割以下で登録認定機関の認定を受けた農家が生産した農産物のことです。

つるおかオーガニックフェスタの出展基準について

昨年3月に発生した福島第一原発事故後、食への安全安心について多くの消費者が関心を寄せている中、もっと多くの消費者の皆さんに地域で生産されている安全安心な農産物を知っていただきたいと願い、有機農業の先進地域として又JAS有機農産物の認定事業を行っている鶴岡市で「つるおかオーガニックフェスタ」を開催することとなりました。今回の開催にあたり、次のような基準を設けました。

つるおかオーガニックフェスタ出展基準

- ① 有機 JAS 認証を取得していること。
- ② 特別栽培認証を取得していること。
- ③ ①又は②の認証を取得していなくても、将来有機農業を目指して慣行栽培基準の50%以上で減農薬・減化学肥料栽培に取り組んでいること。それが栽培履歴で確認ができること。
- ④ 出展者自身がどのような方法で生産したのかを来場者(消費者)に説明できること。